

ボートレース鳴門新整備棟建設事業  
設計施工一括発注・公募型プロポーザル評価基準

令和4年8月  
鳴門市

## 目次

1. 評価基準の位置付け .....	- 1 -
2. 評価方法 .....	- 1 -
3. 評価項目、配点等 .....	- 2 -
4. 技術提案書に記載された内容の基本的事項の確認 .....	- 2 -
5. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い .....	- 3 -

別表1 評価基準

## 1. 評価基準の位置付け

本評価基準は、ボートレース鳴門新整備棟建設事業 設計施工一括発注・公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に記載するボートレース鳴門新整備棟建設事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）における評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めるものです。

## 2. 評価方法

実績・体制、技術提案書、提案価格の3項目を別表1の評価基準により評価します。

### (1) **実績・体制評価（配点10点）**

参加者及び配置予定技術者の実績や体制等を選定委員会の各委員が評価します。

### (2) **技術提案評価（配点60点）**

本事業に対する参加者の提案内容を選定委員会の各委員が評価します。

### (3) **提案価格評価（配点30点）**

提案価格を評価するため、参加者より提出された提案価格見積書【様式7-2】に記載された金額（提案価格）を事務局が定量評価を行い、その結果を選定委員会に報告します。

### (4) **最優秀提案者及び次点提案者の選定**

ア 実績・体制評価、技術提案評価及び提案価格評価の評価点を加えた合計評価点を算定し、参加者の順位を決定します。

イ 順位が1位の参加者を最優秀提案者、2位の参加者を次点提案者とします。但し、実績・体制評価及び技術提案評価の合計評価点が、満点（70点）の6割（42点）以上の基準を満足することとします。

ウ 合計評価点と同じ参加者が2者以上の場合は、技術提案評価の評価点が高い者を上位とし、技術提案評価の評価点も同じ場合は、提案価格評価の評価点が高い者を上位とし、提案価格評価の評価点も同じ場合は、実績・体制評価の評価点が高い者を上位とし、実績・体制評価の評価点も同じ場合は、選定委員会で決定します。

エ 提案者が1者であっても、提案書等の審査を実施し、基準（実績・体制評価及び技術提

案評価の合計評価点が満点の6割以上)を満たしている場合は、最優秀提案者として決定します。

### 3. 評価項目、配点等

各評価の評価項目や評価の視点、配点については、別表1のとおりです。

なお、実績・体制評価及び技術提案評価はそれぞれ選定委員会の各委員の評価点を分類ごとに平均して算出します。平均の算出にあたっては小数点第3位以下を切り捨てた点数とします。

また、実績・体制評価及び技術提案評価において、選定委員会の各委員は提案された内容を踏まえた上で、評価項目ごとに、次に示す7段階の評価を行い点数化します。

評価	点数化方式
A：特に優れている	配点×1.0
B：優れている	配点×0.8
C：やや優れている	配点×0.6
D：標準的である	配点×0.5
E：やや及ばない	配点×0.4
F：及ばない	配点×0.2
G：提案が無い・評価できない	配点×0

### 4. 技術提案書に記載された内容の基本的事項の確認

事務局により提案内容が要求水準を満たしているかどうかについて、提案書類への記載事項の確認を行います。

また、参加者は、提案書提出時に【様式7-1】にて、市が提示する要求水準を満たすことを確認した旨、誓約してください。提案内容が要求水準を充足する妥当な方法・内容であると確認できる場合に、要求水準を達成しているものとして判断し、要求水準を充足していないと確認される場合には失格とします。

ただし、その内容が軽微で意図したものではなく、かつ、提案内容及び提案価格に大きな影響を及ぼすものでなく、かつ、当該内容のみにより失格とすることは却って公平性を欠くと選

定委員会で認められる場合には、当該提案を行った参加者に対して選定手続きへの参加継続の希望を確認し、当該参加者が価格の変更を行わずに当該箇所について要求水準を満たさせることを条件に、当該参加者を失格としないことがあります。

また、要求水準を満たしているか否かについて、提案内容からは客観的に読み取れない場合には、別途、当該提案を行った参加者に直接確認することがあります。なお、市による上記確認は、当該参加者の提案についての要求水準違反を免除ないし受容するものではありません。

#### 5. 技術提案書に記載された技術提案の取扱い

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとします。